

令和元年度 第1回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和元年7月26日（金）	
招集の場所	市役所3階第3会議室	
開会・閉会 の 時 間	開会 令和元年 7月26日 13時55分	
	閉会 令和元年 7月26日 15時00分	
◎会 長 ○副会長	氏 名	出欠等の別
	高 崎 啓 子	○
	佐々木 佳 代	○
	池 原 富貴夫	○
	石 川 政 江	欠
	◎宮 川 朱 実	○
	丹 さく子	○
	我 妻 道 生	○
	○土 屋 亮 太	○
	小 川 たか子	欠
	福 井 佐智子	○
事務局	部 長 尾崎 正尚	
	課 長 中澤 一志	
	副主幹 山崎 恵子	
	副主幹 押切 功	
	主査補 秋葉 真澄	
	主査補 南 直志	
	主任技師 山崎 祐子	
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和元年度第 1 回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和元年 7 月 2 6 日（金）
午後 2 時から
場 所 本庁舎 3 階第 3 会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 高齢者福祉課異動職員の紹介
- 4 議 題
 - (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画進捗について【資料 1】
(P1～P5)
 - (2) 令和元年度地域密着型サービス整備事業者募集結果及び再公募について【資料 2】
(P6)
 - (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について【資料 3】
(P7～P10)
- 5 報告事項
 - (1) 介護保険事業の現状報告について【資料 4】 (P11～P13)
 - (2) 地域密着型サービス事業所の指定状況について【資料 5】 (P14～P16)
 - (3) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料 6・7】
(P17～P45)
 - (4) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料 8・9】
(P46～P50)
 - (5) 介護保険料低所得者負担軽減の改正について【資料 10】 (P51)
- 6 その他
- 7 閉 会

- 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 高齢者福祉課異動職員の紹介
 - 4 議 題
 - 5 報告事項
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
-

1 開会 ⇒ 事務局より

2 会長あいさつ（宮川会長）

※議題に入る前に、傍聴希望者有無確認。傍聴希望者 0 人。

3 高齢者福祉課異動職員の紹介

4 議 題

（１）富里市高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画進捗について【添付資料参照】

（事務局） 資料１をご覧ください。第７期計画期間の１年目となる平成３０年度の実績と進捗を説明します。高齢化率、認定状況、認定率ともに計画上の推計値とほぼ変わらない状況です。なお、高齢化率は県平均値より高くなっています。認定率は県平均より大幅に低くなっています。

次に、年代別の認定者数推移です。全体としてはほぼ横ばいの状況です。要介護度別の数値も同じような状況です。

ここまでの分析ですが、高齢者数は増えていますが全国的に見ても認定率は低く、市内の認定率増減は横ばいです。後期高齢者数が少ないことが要因の一つですが、市や地域の介護予防施策が一定の効果を出していることも要因の一つと思われ、高齢者は増えていますが、元気な高齢者が多い地域とも言えます。

課題は、今後、７５歳以上の高齢者が増えたときにどうやって要介護状態となる高齢者数を増やさないかです。

対応策は、現在介護予防を頑張っている人が５年後も元気でいられるよう介護予防事業を推進することと、今現在６５歳以下の人にも介護予防が浸透するよう介護予防の裾野を拡げることだと考えています。

次に、介護給付費執行状況です。何点か計画値より多く利用されているサービスがあります。「居宅管理療養指導」が計画比約１６０％になっています。「居宅管理療養指導」とは、通院が困難な利用者へ医師、薬剤師などが家庭を訪問し療養上の管理や指導助言を行うサービスで、ケアマネジャーに対してもケアプランの作成に必要な情報提供も行うものです。医療と介護の連携が進み、医療側から居宅管理療養指導の提案が増えているからと思われ、良い傾向になっています。

「短期入所」及び「予防短期入所」も計画値と比べ実績の割合は高くなっています。理由は定かではありませんが、同居家族が外出や宿泊のため介護者不在時の安全を確保するために利用する人が増えてきているのではと思われ、介護保険制度の周知が浸透してきているとも言えます。

計画値が低い項目は介護資源が少ないことが要因と思われます。

課題は利用とニーズが多い訪問・通所介護サービスは適正な利用に繋げることが大切で、対応策は「給付適正化事業」を推進することだと考えています。また、計画と実績の均衡が取れていないサービスがあり、次期計画策定の際はサービス見込を適正に行うことと考えています。

次に、第7期計画の進捗報告です。

概ね、施策の取組み目標をクリアしています。目標をクリアしておらず、自己評価も低い項目の対応策ですが、「学習機会の提供」は新規受講者や参加者が増えていない状況のため周知方法や内容の見直しが必要と思われます。

「健康づくりへの支援」では健康診断受診率が低いため、担当課の国保年金課では、今年度からAI技術を活用し、過去の受診結果や問診結果からその人の性格を分析し、その人にあった受診勧奨通知を行うことを始めています。

説明は以上です。

(委員) 介護予防を頑張っていることと思いますが、他市町村の事例で参考になる事業はありますか。

(事務局) 集いの場をたくさん作っている市町村があります。富里市は交通状況の問題があり、遠くの集いの場では通うことが難しいため、区・自治会単位や更に小さい単位での集いの場を増やせられれば介護予防が推進されと考えています。

(委員) 健康診査受診率について記載されているが、人によってはかかりつけ医で受診する人もいるため、本来はもっと高い受診率なのではないか。

(事務局) 委員の意見のとおりです。資料記載の数値は、国民健康保険加入者に対する市実施の健康診査受診率です。社会保険加入者が勤務先の健康診査を受診した数等を足すと受診率は高い数値になります。

(2) 令和元年度地域密着型サービス整備事業者募集結果及び再公募について

(事務局) 議題2について説明します。

平成31年4月1日から令和元年5月15日の45日間に、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の3つのサービスの公募を行いました。

公募に先立って、3月に募集要項の質問を受け付けたところ、1事業者から3点質問があり、市ホームページ上で回答しています。

結果として、今回、事業者からの応募はありませんでした。再公募は令和2年度に行う予定です。説明は以上です。

(委員) 再公募ということですが、市では3つのサービスは必要と考えているのでしょうか。

(事務局) 3つのサービスについては第7期介護保険事業計画で整備を計画しているものですので、必要なサービスと考えています

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について

(事務局) 議題3について説明します。

この調査は、介護保険事業計画等を策定するために行うアンケート調査で、厚生労働省が示す手引きに基づいて行う調査です。

対象者は要介護認定されていない高齢者と比較的軽度な要介護認定者です。調査対象者の抽出は、日常生活圏域ごとに資料記載の割合で抽出します。

実施方法は、アンケート調査票と回答返信用封筒を対象者に郵送し、返信

用封筒等を使ってもらい回答してもらいます。

調査票の質問内容は厚生労働省が全国統一で定める質問が基本になっており、その他に市が独自で聞きたい質問を設定することも可能になっています。前回につづき富里市独自の質問を設定する予定です。

今日現在、厚生労働省で全国統一の質問内容が決定されていないため、「調査期間」と「調査票仕様」は未定になっています。県からの情報では8月には決定するのではないかとのことです。

説明は以上です。

(委員) ニーズ調査は今回で何回目ですか。

(事務局) 第5期介護保険事業計画策定時からアンケートを実施しているので、今回実施すれば4回目です。

(委員) アンケート調査の設問内容は次回協議会時に委員に諮りますか。

(事務局) 厚生労働省が示す質問の決定時期によりますが、次回の協議会時に諮りたいと考えています。

5 報告事項

(1) 介護保険事業の状況報告について

(事務局) 説明【報告事項1・添付資料参照】

(委員) 介護保険料の料率は毎年変わるものですか。

(事務局) 介護保険料は介護保険事業計画期間ごとに見直すため、3年間据え置きです。

(委員) 特別養護老人ホーム入所待機者について説明がありましたが、入所まではどれくらい待つものですか。

(事務局) 特別養護老人ホームは申込の順番どおりに入れるわけではなく、申し込んだ人の身体の状態や住宅環境等により優先される場合があるため、一概に何カ月待つものと説明できるものではありません。ご理解ください。

(委員) 滞納された介護保険料はどのように徴収していますか。

(事務局) 督促状の送付、平日の日中や夜間等の電話催告等を行い徴収しています。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定状況について

(事務局) 説明【報告事項2・添付資料参照】

(委員) 成田市の施設の富里市被保険者利用者数が1人となっているが、富里市民は1人しか利用できないのですか。

(事務局) 地域密着型サービスは、原則その市の市民のみ利用できるサービスです。ただし、例外があり、市外の住民が当該市の地域密着型サービスを利用することが必要な場合は地域密着型サービスが存在する市保険者と利用したい住民側の保険者間で協議をし利用できることになります。ご質問の件は市外のサービス事業所の定員のうち富里市被保険者が利用している内訳なので、利用定員とは異なります。

(3) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告（分科会①報告）

(分科会会長) 説明【報告事項3・添付資料参照】

(委員) 質問無し

(4) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告（分科会②報告）

(分科会会長) 説明

(委 員) この改善により新人の分も処遇改善されると期待して良いか。

(事務局) 本処遇改善は10年以上の経験を持つ職員の給与を月額8万程度上げることが目的とされていますが、実際にどのキャリアの職員の給与を上げるかは事業所の裁量によるとされています。新人の給与改善についても事業所の裁量になります。

(5) 介護保険料低所得者負担軽減の改正について

(事務局) 説明

(委 員) 質問無し

6 その他

7 閉 会